

令和8年度あいサポートアート展開催事業業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度あいサポートアート展開催事業業務

2 事業目的

文化芸術活動は、様々な表現や創造による新たな価値を生み出すだけでなく、多様性を尊重し、相互に理解を深める機会となっている。

このため、障害のある方の芸術作品を発表する機会を確保し、文化芸術活動を通じた自立と社会参加を促進するとともに、多くの県民に障害のある方の芸術作品を知ってもらい、関心を持ってもらうための鑑賞の機会を創出し、相互理解の促進につなげることを目的として、「あいサポートアート展」を開催する。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

4 業務内容

事業目的を達成するため、次の項目について効果的に事業を実施すること。

(1) 開催日程・場所

ア 広島会場

○ 日程：令和8年10月20日から10月25日（6日間）（予定）

○ 場所：広島県立美術館

イ 福山会場

○ 日程：令和8年11月17日から11月23日（7日間）（予定）

○ 場所：ふくやま美術館

(2) 作品の募集業務

広島県内に在住、在勤、在学、通所している障害のある方の芸術作品について、多くの方に作品募集の周知ができるよう、情報アクセシビリティに配慮して、チラシ・ポスター、その他広報媒体を活用した効果的な募集方法について提案すること。

なお、提案による周知に係る業務は受託者が行うこと。

(3) 作品の審査業務

県が選定した審査委員による審査会を円滑に運営するための運営方法、体制について提案すること。

なお、審査員（6名程度）に対する本委託業務で要した謝金・旅費等の経費は委託料に含む。

ア 第1次審査（書面審査）

書面での厳正な審査が可能となるよう、募集受付時の工夫や、実施方法、体制について提案すること。

イ 最終審査（現物審査）

第1次審査で選定した作品の現物審査を円滑に実施するための実施方法、体制について提案すること。審査結果通知（入賞者除く）は受託者が行うこと。

（参考）過年度作品数

年 度	応募作品 (1次審査)	展示作品	最終審査	入賞作品	佳作
令和7年度	626	326	193	11	30
令和6年度	607	396	203	11	30
令和5年度	620	399	224	11	30

ウ 開催後の意見交換会

あいサポートアート展開催後、必要に応じて、審査員等と意見交換の場を設けること。

(4) 作品の保管・管理業務

展示作品の保管・管理について、必要な場所を確保するとともに、作品の受入れ時の照合、破損の有無、梱包状態のチェック体制、保管・管理方法、作品の展示・保管・輸送時に破損等が発生した場合の対応方法について提案すること。

(5) 展示会の企画・運營業務

ア 集客向上の企画・広報

あいサポートアート展の来場者数を前年度より増加させるためのPR方法、県民や企業等に対する効果的な周知方法、関係機関との連携などについて、具体的な戦略を提案すること。

なお、提案による周知に係る業務は受託者が行うこと。

（参考）過年度来場者数

令和7年度	令和6年度	令和5年度
2,347	2,572	2,516

イ 相互理解促進のための企画

会場での展示と合わせて、障害への理解促進を図るための具体的な企画について提案すること。

ウ 開催準備・運営

本事業が円滑に実施できるよう、準備から開催までのスケジュール調整、参加者当への連絡調整、会場運営等に関する実施計画及び運営体制について提案すること。

- ・ 広島会場、福山会場での展示計画を作成し、美術館等への提出すること。
- ・ 作品の搬出入、展示及び撤去に必要なスタッフ、資機材類の確保の方法、各会場となる美術館等の管理者との連絡調整体制について提案すること。
- ・ 各会場での受付及び作品の保守管理を適切に行うための体制について提案すること。
- ・ 広島会場で実施する表彰式の入賞者に贈呈する表彰状（額装含む）を作成する

こと。また、会場設営及び進行等の運営体制について提案すること。

なお、同時に執り行う「あいサポート企業・団体表彰式」に必要な費用は、「あいサポート運動推進事業」受託者に対して請求すること。

- ・ 入賞作品等の写真を撮影し、県に提出すること。
- ・ 展示作品のキャプションを県と協議の上、作成すること。
- ・ 来場者に展示作品を紹介するための会場案内や作品目録を作成すること。
- ・ 来場者に対するアンケート用紙を県と協議のうえ作成し、展示開催期間中配布するとともに、アンケートを集計し、県にアンケート結果を報告すること。
- ・ 運営に関する関係者との連絡調整を円滑に行うこと。

(参考) 過年度受賞者数

区 分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
あいサポートアート展	11	11	11
あいサポート企業・団体	2	1	3

(6) 市町巡回展示等の業務

入賞作品を中心とする作品を「あいサポートアート展」の会場以外で展示する際は、作品の搬出入に対応するとともに、作品が損傷・破損しないよう、搬出入・展示に係る管理マニュアルを作成すること。

(7) 入賞作品の活用

障害者の文化芸術活動の振興を図るため、あいサポートアート展の入賞作品を活用した販売企画等を提案すること。

- ・ 著作物の使用許諾、費用負担に関する手続きは受託者が行うこと。
- ・ 制作等に要する経費は、販売等により得た売上を充てるなど、受託者の負担とすること。

(8) その他、あいサポートアート展の開催に必要な事項

5 委託料上限額

4,851千円（消費税及び地方消費税含む）

6 報告書等の提出

(1) 事業実施計画

事業を確実かつ円滑に実施するため、事前に事業実施計画書を作成すること。

(2) 業務完了報告

実施した事業内容や成果、次年度の取組の参考となる事項をまとめ、業務完了後、20日以内に提出すること。

7 業務の適切な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守する

こと。

(2) 再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行うために必要な場合は、委託者と協議の上、一部委託することができる。

(3) 機密保護

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために本業務以外の目的に使用することはできない。また、受託業務終了後も同様とする。

(4) 個人情報保護

受託者は、本業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。

(5) 著作権

本件プロポーザル及び本業務により得た著作権（成果物の著作権を含む。また、制作過程で作られた素材等成果物の著作権も含む。）その他の権利は、全て広島県に帰属するものとする。

ただし、受託者は、応募作品など第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関しての許諾、費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

また、本件プロポーザル及び本業務の実施に当たり、著作権等第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該使用した提案者又は受託者が負うものとする。

8 その他

- (1) 業務の進捗状況や業務内容等に関する打合せを必要に応じて随時実施する。
- (2) 受託者の責めに帰すべき事由による場合を除き、会場での開催が出来なくなった場合等、特別の事情が生じた場合、双方協議の上、委託条件等を変更できるものとする。
- (3) 本業務委託仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、双方が誠意をもって協議の上、決定するものとする。